

みよし広域連合浄化センター  
前処理・脱水機棟整備工事

優先交渉権者決定基準

平成30年9月

みよし広域連合



# 目 次

第1章 提案書類の審査	1
1 優先交渉権者決定基準の位置づけ	1
2 審査の流れ	1
3 審査体制	1
4 提案書類の審査	3
第2章 審査結果の通知	9
1 審査結果の通知	9
2 情報公開及び提供	9
3 その他	9



## 第1章 提案書類の審査

### 1 優先交渉権者決定基準の位置づけ

みよし広域連合浄化センター 前処理・脱水機棟整備工事 優先交渉権者決定基準(以下「本基準」という。)は、みよし広域連合(以下「広域連合」という。)がみよし広域連合浄化センター 前処理・脱水機棟整備工事(以下「本工事」という。)の工事契約を行うにあたり、「みよし広域連合浄化センター 前処理・脱水機棟整備工事に係るプロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において、優先交渉権者を決定するために定めたものである。

本基準は本工事のプロポーザルに参加しようとする者に交付する「みよし広域連合浄化センター 前処理・脱水機棟整備工事 公募型プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。)と一体のものであり、本基準で用いる用語の定義は、実施要領において用いている用語の定義と同義とする。

### 2 審査の流れ

本工事のプロポーザルに参加表明し、参加資格要件を満足していることが確認された者(提案者)の優先交渉権者決定に至るまでのフローを図-1に示す。

提案者が提出した提案書類の審査は、一次審査として、提案書類が発注仕様書の内容を充足しているかどうか等を確認(基礎審査)し、二次審査として、評価基準による技術提案内容の点数化と見積価格の点数化を行い、これらの点数を合計して総合評価点を算出する(定量化審査)ことにより行う。

### 3 審査体制

審査は、広域連合が設置した審査委員会が行う。

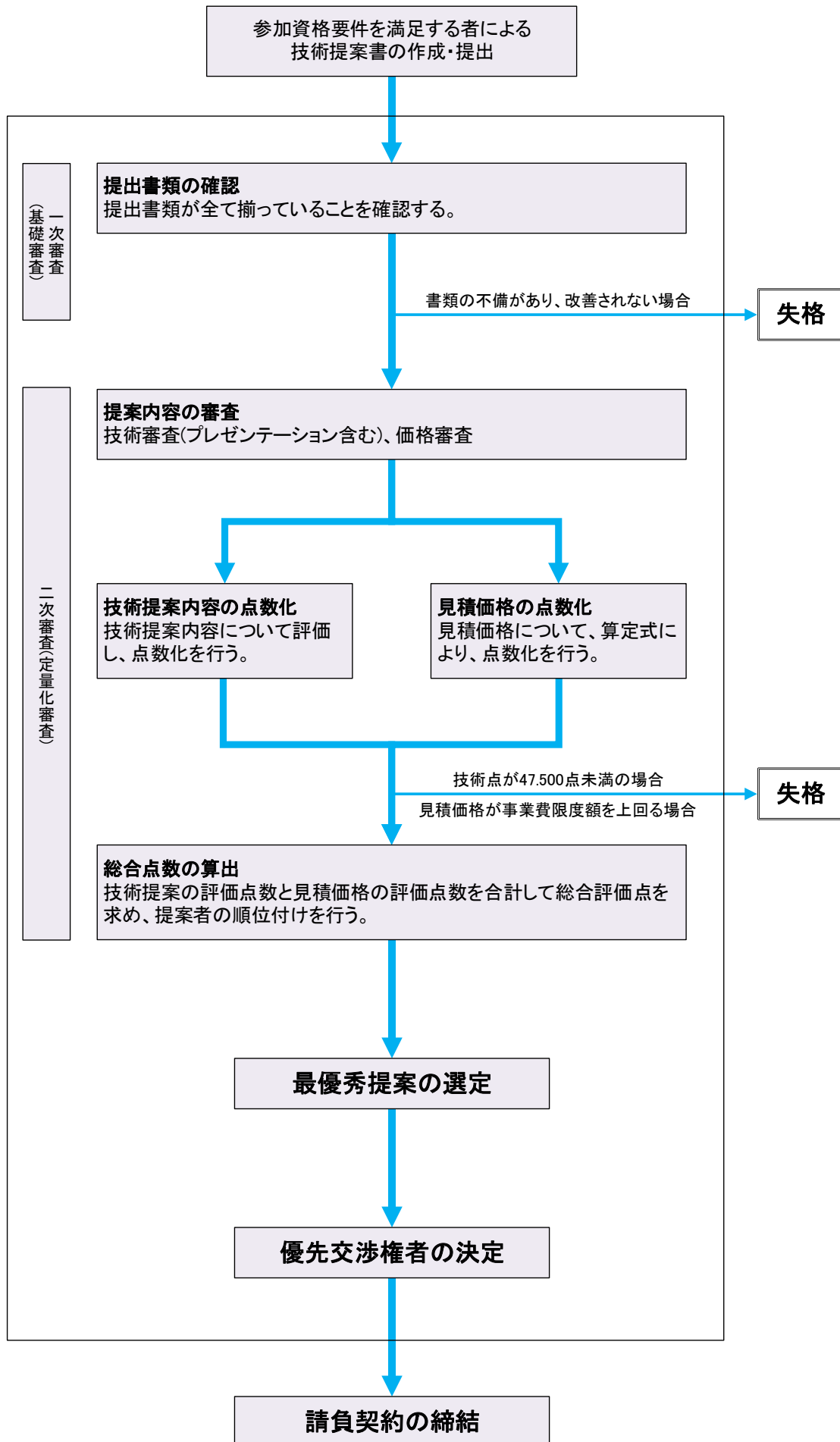


図-1 優先交渉権者決定のフロー

## 4 提案書類の審査

### 1) 一次審査(基礎審査)

#### (1) 技術提案書類の確認

提案書類が全て揃っているかどうかを確認する。確認の結果、提案書類に不足・不備がある場合は改善指示を行い、定めた期間内に改善がなされない場合は失格とする。

### 2) 二次審査(定量化審査)

提案書類の審査にあたり、審査委員会は、提案者によるプレゼンテーションを受け、提案内容の確認を行う。提案書類の審査は、技術審査と価格審査を行うことにより総合的に評価する。

総合評価の審査項目と配点は表 - 1 に示すとおりであり、満点は 100 点となる。

#### (1) 技術審査

技術審査は、表 - 2 - 1~2、5~8 に示す審査項目については表 - 3 - 1 に示す評価基準を用いて、表 - 2 - 3~4 に示す審査項目については表 - 3 - 2 に示す評価基準を用いて、審査項目ごとに示される審査の視点を踏まえ、各項目の配点を点数化することにより行う。なお、表-3-2 の評価基準については、各費用について提示された費用の算出根拠の妥当性を確認できた場合、その費用を採用し、平均値に対する開きの程度で評価を行う。妥当性が確認できなかった場合、改善指示を行い、定めた期間内に改善がなされない場合は、得点を 0 点とする。

ここで得られた点数を技術点とし、点数化の計算は小数点以下第 3 位を四捨五入することにより行う。

#### (2) 価格審査

価格審査は、提案者の見積金額について、下記の算定式により点数化することにより行う。

提案者の中で最も低い見積価格(「最低価格」という)を価格点の満点(5 点)とし、最低価格と各提案者の見積価格との比率に配点を乗じて価格点を算出する。

ここで得られた点数を価格点とし、点数化の計算は小数点以下第 3 位を四捨五入することにより行う。

$$\text{価格点} = \text{配点(5点)} \times (\text{最低価格} \div \text{各提案者の見積価格})$$

#### (3) プレゼンテーション

##### ①実施日時

プレゼンテーションの実施日は、平成 31 年 1 月下旬の予定であるが、詳細は提案書類提出期限(平成 30 年 11 月 22 日)以降に通知する。

##### ②実施方法

ア) プレゼンテーションは提案者ごとに行うものとし、その時間は、説明 30 分、質疑 20 分の計 50 分以内とする。

イ) 追加資料の配付は禁止するが、提出された技術提案書等と同一の図案や写

真を用いたパワーポイント等の使用は可能とする。ただし、広域連合から提出を求められた資料等については、この限りでない。

ウ) プレゼンテーションに係る費用及び機器一切は提案者において負担し、準備すること。

### 3) 優先交渉権者の決定

広域連合は、審査委員会の最優秀提案の選定を踏まえ、総合評価点が最も高かった提案者を優先交渉権者として決定する。この時、総合評価点の順位に基づき、第2位を次点候補者、第3位を第3候補者として選定する。

なお、最も高い総合評価点を獲得した提案者が2者以上あるときは、総合評価点のうち、技術点が高い提案者を優先交渉権者とし、もう一方の提案者を次点候補者とする。また、最も高い総合評価点を獲得した提案者であっても、技術点が47.500点未満である場合及び見積価格が事業費限度額を上回る場合は失格とする。



表 - 1 総合評価の審査項目と配点

審査項目			配点	合計
大項目	中項目	小項目		
技術提案に関する評価	1)各設備概要説明	(1)前処理設備、汚泥処理設備、脱臭設備、電気計装設備ほか	1	1
	2)運転管理条件	(1)運転人員配置計画	2	6
		(2)必要資格者	2	
		(3)アフターサービス体制	2	
	3)維持管理費	(1)電力費	3	9
		(2)薬品費	3	
		(3)燃料費	3	
	4)点検補修費	(1)点検補修費	6	6
	5)設計計算書・設備仕様書	(1)前処理設備	7	25
		(2)汚泥処理設備	7	
		(3)脱臭設備	7	
		(4)水処理設備(二期工事設備)	4	
	6)汚泥脱水設備の性能	(1)汚泥脱水設備の構成	5	10
		(2)汚泥脱水設備の納入実績	5	
	7)図面類	(1)工事工程表	3	33
		(2)全体配置(一期工事)	3	
		(3)全体配置(二期工事)	3	
		(4)動線計画(一期工事)	3	
		(5)動線計画(二期工事)	3	
		(6)フローシート(前処理設備)	3	
(7)フローシート(汚泥処理設備)		3		
(8)フローシート(脱臭設備)		3		
(9)フローシート(二期工事設備)		3		
(10)土木建築一般図		3		
(11)機器配置図		3		
8)工事施工能力	(1)工事施工体制	1	5	
	(2)工事施工実績	2		
	(3)配置予定技術者	2		
小計			95	
見積価格に対する評価	見積価格		5	5
合計				100

**表-2-1 各設備概要説明**

審査項目	審査の視点	配点
(1)前処理設備、汚泥処理設備、脱臭設備等の説明	・本工事で整備する各設備の概要や特長に関する説明が具体的になされているか。	1

**表-2-2 運転管理条件**

審査項目	審査の視点	配点
(1)運転人員配置計画	・本工事で整備する設備を含めた施設全体の人員計画が具体的になされているか。	6
(2)必要資格者	・本工事で整備する設備を含めた施設全体の運転管理に必要な資格が具体的に示されているか。	
(3)アフターサービス体制	・本工事で整備する設備機器の定期点検や緊急時におけるサービス体制が具体的に示されているか。	

**表-2-3 維持管理費**

審査項目	審査の視点	配点
(1)電力費	・本工事で整備する設備の電力等使用量の計算根拠が明確に示され、これらの使用量に基づく費用の算出が適切になされているか。	9
(2)薬品費		
(3)燃料費		

**表-2-4 点検補修費**

審査項目	審査の視点	配点
(1)点検補修費	・本工事で整備する設備の点検補修費の積算が発注仕様書の規定に基づき適切になされているか。	6

**表-2-5 設計計算書・設備仕様書**

審査項目	審査の視点	配点
(1)前処理設備	・各設備の設計計算が適切になされ、これに基づく設備機器の仕様が妥当なものになっているか。 ・設備機器の材質や台数は適切か。	25
(2)汚泥処理設備		
(3)脱臭設備		
(4)水処理設備（二期工事設備）		

表-2-6 汚泥脱水設備の性能

審査項目	審査の視点	配点
(1)汚泥脱水設備の構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注仕様書の規定（し尿処理施設あるいは汚泥再生処理センターにおける脱水汚泥の含水率 75%以下）を満足する脱水機が選定されているか。また、それを裏付ける納入実績や運転データはあるか。</li> </ul>	10
(2)汚泥脱水設備の納入実績		

表-2-7 図面類

審査項目	審査の視点	配点
(1)工事工程表	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的かつ現実的な工事工程が示されているか。</li> </ul>	33
(2)全体配置図(一期工事)		
(3)全体配置(二期工事)	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体配置計画は、発注仕様書の規定を遵守するとともに、施設の施工性や運営管理の容易性に配慮したものになっているか。</li> </ul>	
(4)動線計画(一期工事)		
(5)動線計画(二期工事)	<ul style="list-style-type: none"> <li>合理的かつ安全性に配慮した動線計画が具体的に示されているか。</li> </ul>	
(6)フローシート(前処理設備)		
(7)フローシート(汚泥処理設備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各処理設備の処理フローは、発注仕様書の規定を満足し、既設設備との取り合いに支障はないか。</li> </ul>	
(8)フローシート(脱臭設備)		
(9)フローシート(二期工事設備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>合理的かつ維持管理の容易性に配慮した処理フローになっているか。</li> </ul>	
(10)土木建築一般図		
(11)機器配置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注仕様書の規定を満足する計画・設計がなされているか。</li> <li>発注仕様書の規定を満足する配置計画になっているか。</li> <li>維持補修や作業動線に配慮した機器配置がなされているか。</li> </ul>	

表-2-8 工事施工能力

審査項目	審査の視点	配点
(1)工事施工体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事に関係する各主体の役割や相互関係が確認できるか。</li> <li>会社として、本工事と同種<sup>※1</sup>あるいは類似<sup>※2</sup>の工事施工実績があるか。</li> <li>配置予定技術者は、本工事と同種あるいは類似した工事管理実績があるか。</li> </ul>	5
(2)工事施工実績		
(2)配置予定技術者		

※1 同種とは、し尿処理施設又は汚泥再生処理センターの基幹的設備改良等の工事(施設設の延命化、改造、処理能力増強、部分的な設備の更新等の工事)をいう。

※2 類似とは、汚泥処理設備を含むし尿処理施設又は汚泥再生処理センターの新設工事をいう。

表-3-1 審査項目の評価基準その1 (表-2-1~2、5~8)

評価段階	評価基準	点数化方法
A	・当該評価項目において、発注仕様書を超え提案者独自の実現可能な優れた提案であり、非常に大きな効果が期待できる。	配点×1.00
B	・当該評価項目において、発注仕様書を的確に理解し具体的・現実的な提案が記載され、大きな効果が期待できる。	配点×0.75
C	・当該評価項目において、発注仕様書を理解した提案であり、一定の効果が期待できる。(標準)	配点×0.50
D	・当該評価項目において、発注仕様書を理解した程度であり、提案内容の効果が把握できない、もしくは期待できない。	配点×0.25
E	・当該評価項目において、発注仕様書に対する具体的な提案が認められない	配点×0

表-3-2 審査項目の評価基準その2 (表-2-3~4)

評価段階	評価基準	点数化方法
A	維持管理費および点検補修費の平均の 0.80 以下	配点×1.00
B	維持管理費および点検補修費の平均の 0.81~0.90	配点×0.75
C	維持管理費および点検補修費の平均の 0.91~1.10	配点×0.50
D	維持管理費および点検補修費の平均の 1.11~1.20	配点×0.25
E	維持管理費および点検補修費の平均の 1.21 以上	配点×0

※本審査項目については、算出根拠の妥当性を確認後、上表の評価基準で評価する。

## 第2章 審査結果の通知

### 1 審査結果の通知

優先交渉権者を決定したときは、速やかに提案者全者に対し、審査結果通知書により次の事項を通知するものとする。

- 1) 優先交渉権者
- 2) 審査結果
- 3) 優先交渉権者にあつては、今後の契約手続に関する事項等
- 4) 優先交渉権者とならなかった者にあつては、その理由

### 2 情報公開及び提供

- 1) プロポーザルの実施に関する情報は、みよし広域連合情報公開条例（平成29年3月1日 条例第4号）の規定に基づき開示することがある。
- 2) 契約締結まで、提案者は第三者への公開を差し控えること。

### 3 その他

- 1) 審査結果に関する異議は一切受け付けない。
- 2) 本公募要領等に基づき提出された書類等は、提案者に無断で使用をしない。

以上